

日中の実務担当者が徹底分析!
中国における労務管理ノウハウのすべて

中国のビジネス実務 人事労務の現場ワザ Q&A100

著者 韓 晏元 (中国弁護士)
奥北秀嗣

A5判・単行本・536頁
定価 本体3,429円＋税

Business in China
Q&A100



本書の特色

★ 従業員の採用から解雇、労働契約の締結から解除、就業規則の作成・変更、中国の工会組織、残業代の節約方法など人事労務で必ずおさえるべきポイントを1冊に集約!

★ 中国進出企業の法務担当者と中国人弁護士が、実務経験をもとにQ&A方式でわかりやすく解説。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

目次(抜粋)

序章

第1章 従業員の採用

- 第1節 募集と面接
- 第2節 採用

第2章 派遣社員の使用・打ち切り

第3章 労働契約の作成

第4章 就業規則の作成・変更

第5章 労務管理

- 第1節 賃金
- 第2節 労働時間・休暇・休日
- 第3節 社会保険・住宅積立金
- 第4節 女性従業員・未成年従業員保護
- 第5節 工会(労働組合)

第6章 労働契約の解除・終了・変更・更新

- 第1節 合意解除
- 第2節 労働契約の終了
- 第3節 従業員による労働契約の解除
- 第4節 企業による労働契約の解除(解雇)
- 第5節 労働契約の変更・更新
- 第6節 経済補償金

第7章 労働紛争解決

第7章 労働紛争解決

Q100 ストライキおよび暴動への対処方法

従業員がストライキ、暴動等の労働紛争を引き起こした場合、企業はどのように対応すべきでしょうか。これらの労働紛争を避けるために、企業が日ごろから留意すべきことは何でしょうか。

Point

- ・中国では、ストライキを行ったことを理由とする従業員の解雇は認められないものの、従業員が機械設備を破壊したり高級管理職に人身的被害を加えたりした場合には解雇は可能。
- ・ストライキ・暴動の発生理由は、賃金等の労働待遇への不満が主なものであるが、日中間の文化や民族性の相違による可能性もある。
- ・ストライキが発生した場合、迅速かつ適正な対応が必要であるが、日本人スタッフの安全確保が最優先。
- ・ストライキ等の発生を未然に防止するためにも、従業員の企業に対する意見をよく把握し、理解する必要がある。

Ars

1 ストライキおよび暴動等の労働紛争の実態

中国では、特に生産型企業でストライキや暴動等の労働紛争が発生することがあります。昨今、日系の外商投資企業を対象とするストライキが頻発し、操業停止により企業に大きな経済的、社会的なマイナスの影響をもたらしています。ストライキ等の労働紛争が発生した場合には、企業は、企業側の権利および従業員側の権利をよく理解し、適切に対応する必要があります。この判断を誤ると、さらなる労働紛争に発展してしまう可能性があります。

(1) ストライキ

日本では、憲法により、労働基本権の1つとしてストライキをする権利が認められています。中国では、国家公務員によるストライキは禁止されており(公務員法53条1項2号)、これ以外の労働者がストライキを実施できる否かについては、従来から議論の分かれるところでした。

中国の1975年憲法および1978年憲法では、労働者によるストライキの権利が定められていましたが、1982年憲法以降、労働者のストライキの権利に関する内容が削除されました。これにより、従業員にはストライキの権利がないとする見方が有力でしたが、中国が2001年7月に、従業員のストライキの権利を認める国連の「経済、社会および文化権利の国際公約」に加入したため、従業員はストライキを実施することができる、との見解が現在強くなっています。

従業員によるストライキの権利をめぐる議論はさておき、中国には、ストライキを実施した従業員に対し、処罰を定める法令はありません。このため、従業員がストライキを実施した場合、企業が従業員に対して、ストライキを理由に労働契約の解除等を行ってはならないことは明らかです。



コラム29

東方航空のパイロットによるストライキ事件

1 事実

2002年に設立された国内有数の大手航空会社である中国東方航空有限公司で、2008年3月31日から4月1日にかけて、パイロットによるストライキが発生しました。

この2日間、東方航空の雲南昆明発の21便の航空機は、それぞれの目的地の上空にまで飛んだものの着陸せずに、乗客には天候の問題で着陸できないと説明し、昆明空港に引き返しました。しかし、その日は、着陸できないほどの悪天候ではありませんでした。

2 処罰

他の航空会社の飛行機が着陸できるのに、東方航空の飛行機がなぜ着陸できないのかと憤慨した一部の乗客が、東方航空を相手に損害賠償を求め訴訟を提起しました。また、航空会社の管轄主管部門である中国民航総局は、東方航空に対して150万人民元の罰金、一部の航空便の運営停止を命じました。

その後、東方航空は、ストライキに参加した機長および関係者に対して、機長資格の取消し、飛行停止または一時停止等の処分を下しました。このストライキをきっかけに、東方航空は多くの乗客から利用を敬遠されるようになってしまいました。

お試し読み、お申込はコチラ



第一法規

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

検索

